［(3)　略］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

［四十二～四十六　略］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る行為に係る罪

［(1)～(6)　略］

(7)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪

［(8)～(14)　略］

(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪

［(16)～(28)　略］

へ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［(3)　同上］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

［四十二～四十六　同上］

四十七　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　［同上］

［(1)～(6)　同上］

(7)　大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

［(8)～(14)　同上］

(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

［(16)～(28)　同上］

へ　［同上］

［四十八～六十　同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この規則の施行前にした第三条の規定による改正前の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（次項において「旧規則」という。）第一条第十号、第四十一号及び第四十七号に規定する罪に当たる行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第二号の規定による犯罪経歴保有者の比率の算定及び法第十二条の五第二項の規定の適用に当たっては、第三条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第一条に規定する罪に当たる行為とみなす。

2　この規則の施行前にした旧規則第十三条の二第三号及び第十三号に規定する罪に当たる行為は、法第十二条の五第二項の規定の適用に当たっては、新規則第十三条の二に規定する罪に当たる行為とみなす。

○国家公安委員会規則第十五号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和六年十月三十日

国家公安委員会委員長　坂井　学

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～七　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一～七　同上］